

4江福福第1282号

令和4年8月12日

江東区指定介護予防・日常生活支援総合事業所 管理者 各位  
長寿サポートセンター 管理者 各位

江東区福祉部福祉課長  
課長 山崎 岳  
(公印省略)

令和4年度江東区介護予防・日常生活支援総合事業サービスAにおける  
「介護職員等ベースアップ等支援加算」の新設について

江東区介護予防・日常生活支援総合事業において、令和4年度介護報酬改定に伴い、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を、下記のとおり新設します。

記

1 対象サービス

- 江東区介護予防・日常生活支援総合事業
- ・介護予防型訪問（訪問型サービスA）
  - ・介護予防型通所（通所型サービスA）

2 新設する加算

(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護予防型訪問（A3）

項目	対象者	単位数	算定単位
介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・要支援1	28単位	1月につき
介護職員等ベースアップ等支援加算	要支援2	56単位	1月につき

介護予防型通所（A7）

項目	対象者	単位数	算定単位
介護職員等ベースアップ等支援加算	事業対象者・要支援1	18単位	1月につき
介護職員等ベースアップ等支援加算	要支援2	38単位	1月につき

3 適用日

令和4年10月1日から（令和4年10月利用分から）

#### 4 その他

- (1) 加算の算定要件、算定の方法については「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和4年6月21日老発0621第1号)等をご確認ください。
- (2) 「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定するにあたり、江東区へ申請（計画書と加算届の提出）が必要となります。詳細は江東区ホームページをご確認ください。
- (3) 「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定する場合、料金表の改定・利用者への説明等、適切に実施いただきますようお願いいたします。
- (4) 改定後のサービスコード表は、準備ができ次第、江東区ホームページに公表します。

江東区福祉部福祉課事業者指定係 TEL 3647-4961
----------------------------------